

(別添 1)

委託業務企画提案指示書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 委託する業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進事業モニターツアー委託業務

2 業務の目的

平成 28 年度に実施した「アクティブシニアへの学びのニーズ及びメニューについての調査」から、「大都市圏のアクティブシニアは『学びのメニュー』への参加意向が高い」という結果が出たほか、「提供されているメニューがアクティブシニアの需要や要望を満たしていない可能性がある」、「特徴的なメニューが、他の地域で同じように提供されている可能性がある」などの課題も明らかになった。

そのため、「写真（自然の宝庫である十勝で、身近な生き物や風景の魅力的な一瞬を撮ろう）」をテーマに、食や自然といった十勝の魅力を生かした学び・体験・交流などの新規メニューを開発するほか、既存メニューも含めて実際に体験してもらいフィードバックを得ることで、アクティブシニアの高い知的好奇心を満たすような学びのメニューの拡充を図り、十勝地域への関心を高め、移住促進につなげていくことを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) メニュー開発及びモニターツアーの狙い

新規メニューは、アクティブシニアの高い知的好奇心を満たすとともに、単なる体験観光とは一線を画し、移住候補地として十勝地域への関心を高めるような内容とする。また、モニターツアーでは、新規メニュー及び既存メニューを実際に体験してもらい、アンケート調査を実施することで、今後の学びのメニューの拡充につながるようなフィードバックを得る。

(2) 主なターゲット

原則として、三大都市圏に居住する、健康で活動的な 50 代から 60 代のシニア層（アクティブシニア）をターゲットの中心とする。

【留意事項】

- ・ 三大都市圏とは、首都圏・中京圏・近畿圏を指す。

(3) 業務の内容

ア 「写真（自然の宝庫である十勝で、身近な生き物や風景の魅力的な一瞬を撮ろう）」をテーマとした新規の学びのメニューの作成。なお、必ず「アクティブシニアへの学びのニーズ及びメニューについての調査（平成 29 年 2 月）」を参照した上でメニューを作成する。

※上記調査 URL <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/ijuu/research.htm>

【留意事項】

- ・ 単なる体験観光とは一線を画し、移住候補地として十勝地域への関心を高めるような工夫を盛り込むこと。

イ 地方移住に関心がある都市圏のアクティブシニアを募集し、上記アのメニュー及び既存のメニューを体験するモニターツアーを造成、実施する。

- ・ 参加人数は 8 名（4 組）以内とし、最低でも 4 名（2 組程度）とする。
- ・ 日程は 10 月 16 日（火）から 20 日（土）までの 4 泊 5 日とする。
- ・ 池田町でのグランピング 1 泊及びブドウ収穫体験を必ず組み込む。
- ・ 事業連携町（本別町、足寄町）のお試し暮らし住宅で計 3 泊宿泊する。

(どちらの町でも最低1泊する。)

- ・原則として全ての事業連携町(音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町)での、何らかの体験(既存の学びのメニュー体験や新規メニューの実施等)を行う。

【留意事項】

- ・十勝ならではの「学び・体験・交流」の既存メニューを選定すること。なお、既存メニューについては、十勝総合振興局地域政策課のホームページである「イキイキトカチ十勝19市町村「学び・体験・交流 menu」」(以下、「学びのメニューホームページ」という)を参照するほか、同ホームページに掲載されていない既存メニューについても認める。

※学びのメニューホームページ URL

<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/ijuu/index.html>

- ・体験内容や移動時間等はターゲットに配慮した行程とすること。
 - ・宿泊については、事業連携町(本別町、足寄町)のお試し暮らし住宅体験及び池田でのグランピング体験とする。なお、お試し暮らし住宅は、十勝総合振興局で上記日程を仮予約しているが、各町2棟しかないため、モニターに支障がないよう工夫すること。
(例)前半の日程は1、2班が本別町、3、4班が足寄町で宿泊し、後半の日程は宿泊地を入れ替える など
 - ・モニターの居住地から十勝までの旅費のほか、ツアー期間中の食費等については、モニター負担とする。ただし、食事については、行程に組み込む、食事のできる場所を具体的に紹介する、自炊用の食材を事前に用意する、又は食材買い出しの時間を設定するなど、配慮すること。
 - ・原則として、メニュー間や宿泊地までの移動手段については当業務内に盛り込むこと。
- ウ 参加者に対してアンケート調査を実施し、分析結果について報告書を作成・提出する。

【留意事項】

- ・調査票については、今回企画提案する調査項目・内容をベースに設計すること。
- ・調査分析に当たっては、今後の学びのメニュー拡充に向けた課題を洗い出すこと。

(4) 実績報告及び成果品の提出

- ア 上記(3)により実施した内容については実績報告書を作成する(紙媒体及び電子媒体:各正副2部)。
- イ 上記(3)の実施過程で撮影・作成した写真、配付資料等については、撮影日時・場所・作成日時等を記載した一覧表及び当該データを保存した電子媒体を提出する(正副2部)。

【留意事項】

- ・本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

(5) モニター募集に係る追加広告方法等の提案

上記(3)のイにより企画・募集・実施するモニターツアーについて、主として三大都市圏のアクティブシニアをモニターとして募集する際に、追加で実施すればより効果的な広告方法等について企画提案を求める。

※提案内容については、北海道十勝総合振興局が本委託業務とは別に、「モニター募集に係る広告業務(案)」として検討・実施する予定である。

【追加広告の方法等のイメージ・例示】

- ・(3)のイで企画提案したモニター募集以外の追加の広告方法であり、ターゲット層(アクティブシニア)が利用する情報誌等への広告掲載や企画記事、検索サイトのリスティング広告、旅行代理店等へのPRなど、広く周知するための手法を想定している。

4 委託期間

契約の日から平成31年1月18日（金）まで

5 予算上限額

1,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、北海道十勝総合振興局における打合せを一定程度行うこととし、遠隔地の事業者においては、委託料の中に当該打合せに必要な旅費を計上すること。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 業務の企画・実施に当たり、効果的で適切なスケジュールを組んで、必要な業務処理体制を構築しているか。

(2) 企画提案内容

ア 新規メニューの開発

(7) ターゲットのニーズを十分に把握した新しい学びのメニューの提案となっているか。

(イ) 単なる体験観光とは一線を画し、移住候補地として十勝地域への関心を高めるような内容となっているか。

イ モニターツアーの企画・実施

(7) 今後の学びのメニュー拡充につながるフィードバックを十分に得られるような、効果的な提案がなされているとともに、以下の事項に配慮しているか。

・ 十勝ならではの「学び・体験・交流」の既存メニューが選定されているか。

・ 事業連携町（音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町）での何らかの体験を行う行程となっているか。

・ 体験内容や移動時間等は、ターゲットに配慮した行程となっているか。

(イ) モニターの募集方法やモニター負担分の価格設定が適切であり、かつ募集に当たっての効果的な広告方法が提案されているか。

ウ モニタリング調査・報告

(7) ターゲットへの的確な調査項目が設定されたモニタリング調査となっているか。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び関係資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書（別添様式による）、関係資料

(2) 提出部数 参加表明書、関係資料とも1部

(3) 提出期限 平成30年7月5日（木）午後5時（必着）

(4) 提出場所 11の(5)のとおり

(5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式による）、関係資料（A4 サイズの任意様式による）
- (2) 提出部数 企画提案書、関係資料とも 5 部
※1 部は提案者名を記載したもの。残り 4 部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時（必着）
- (4) 提出場所 11 の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したものに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書を提出する事業者が 5 者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道十勝総合振興局に帰属するものとする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 契約書
別途作成する。
- (3) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本委託業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（担当：片岡）

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電 話：0155-26-9014

F A X：0155-22-0185